

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称： ブラジル国劣化農地の畑地転換構想に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：23a00985

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年3月13日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 公告

公告日 2024年3月13日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブラジル国劣化農地の畑地転換構想に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2024年5月から2024年8月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yamada.Sayaka@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(2) 事業実施担当部

中南米部 南米課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 3月 19日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年 3月 19日 12時
3	質問への回答	2024年 3月 25日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年 3月 29日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年 4月 12日 11時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）日程参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1) 上記4.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

8. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.(3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォル

ダ作成依頼メールを e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

- ③ 依頼メール件名 : 「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書 (入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記 4. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 4. (3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

- ① 宛先 : e-koji@jica. go. jp
- ② 件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書
[例 : 22a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文 : 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル : 「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書の PDF にパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

10. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札
 - 5) 同一競争参加者による複数の入札
 - 6) 条件が付されている入札
 - 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
 - 8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 1. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記4.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記1 1.(3)のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 2. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{予定価格} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70:30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{(総合評価点)} = \text{(技術評価点)} \times 0.7 + \text{(価格評価点)} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき

総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 3. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 4. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

2022年初に始まったロシアによるウクライナ侵攻の影響により世界的な食料供給不足が発生し、また世界の食料需要量は2050年には2010年比で1.7倍に増加するとの見通しもあり、食料安全保障は日本を含む地球規模の喫緊の課題となっている。SDGs目標2「飢餓」においても「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する」という目標が掲げられている。

また、地球温暖化をもたらす二酸化炭素の2021年の世界平均濃度が過去最高を更新し、気候変動に起因する自然災害被害の拡大や、熱帯林の減少、絶滅危惧種の大幅な増加等、国際社会は多くの課題に直面している。気候変動は、世界のあらゆる国々の持続的な開発と人間の安全保障にとって大きな脅威であり、気候変動対策および自然環境保全に向けた取り組みの強化が求められている。

ブラジル連邦共和国（以下、「ブラジル」）は世界で有数の農産物生産国であり、大豆やトウモロコシは世界一の輸出量を誇る。世界の食料安全保障において、ブラジルが果たす役割は大きい。2023年1月のルーラ政権発足以降、ブラジル政府は森林伐採によらず広大な粗放牧野を活用した耕地拡大を狙い、今後10年間で4千万haに及ぶ劣化農地を畑地転換する計画の検討を進めてきた。2023年12月には、ルーラ大統領は「劣化牧野を持続可能な農業生産と森林に転換するための国家プログラム（PNCPD）」に係る大統領令を発表し、持続可能な農業の促進を通じた食料増産、森林伐採の抑制及び自然植生の回復を同時に推進することを国家戦略として掲げている。

同時に、ルーラ大統領は前政権の開発政策を修正して森林保護強化を打ち出しており、「世界の肺」とも称されるアマゾン森林保全のため、2030年までに森林伐採ゼロ、および1200万haの森林を再生することを政策に掲げ、2025年にアマゾン地域・パラ州の州都ベレンで開催予定のCOP30も見据え、環境保全と気候変動対策を最重要課題とした開発計画を進めている。

さらに、ブラジル政府は農業戦略計画（2020-2031）において持続可能な農業の推進を掲げ、2022年には低炭素農業推進政策（ABC+）を策定した。ブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）は同政策のうち、低炭素農業実現のためのモニタリング体制の確立、熱帯圏低炭素型農業技術の開発、農地炭素貯留技術等の開発に取り組んでいる。

新たな森林伐採を行うことなく既存の劣化農地を改良して食料増産を図ることは、日本を含む世界の食料安全保障および地球規模の気候変動対策に貢献しうる取り組みである。しかしながら、ブラジル政府が掲げる国家計画は今後10年間で1,200億ドルの投資を通じ4千万haの劣化農地を改良するという壮大なものであり、その実現可能性の把握に際してはブラジルの農業及び森林保全に係る現状を整理することが重要となる。

係る状況を踏まえ、本調査ではブラジル政府が掲げる劣化農地改良に係る計画、現状、方策、技術等を確認する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、主にセラード地域およびアマゾン地域における劣化農地改良および森林保全に関する情報収集・整理・分析を行うもの。具体的な調査対象地域については、ブラジル熱帯圏の農業開発成功地域³と劣化農地のある地域それぞれ2か所程度とし、調査開始段階でブラジル側と日本側双方で協議を行い確定する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 効率的な調査の実施

既にブラジル農務省や EMBRAPA 等により進められている調査等の情報を十分に把握し、文献レビュー、本邦関係者等への聞き取りを踏まえたうえで、効率的に現地調査を実施する。

(2) 調査実施時期

2024年5月下旬～7月上旬

(3) 相手国関係機関

農務省、EMBRAPA、環境省、農業開発・家族農業省⁴

(4) 業務履行の承認プロセス

業務履行にあたっては、発注者（JICA 中南米部）と十分に協議することを基本とし、協議頻度は最低月2回を目途とする⁵。

第4条 調査の内容

以下6項目について調査を実施する。調査は文献調査、関係省庁、日伯民間企業、農家等へのヒアリングを通じて実施する。

(1) ブラジルにおける劣化農地改良に関する以下項目に係る情報収集・整理・分析

1) 伯政府が掲げる PNCPD の実施計画

2023年12月に発表された大統領令に基づく活動内容の最新検討状況および実施体制について、農務省等へのヒアリングを通して確認する。

2) 劣化農地の現状、劣化要因、土壌改良方策・技術、改良に必要なコスト

セラード地域およびアマゾン地域における劣化土壌の主な劣化要因を既存資料や関係機関へのヒアリングを通じて整理する。また、土壌改良に必要な技術に関する情報収集およびヘクタール当たりのコストの概算を行う。

³ 農業開発成功地域とは、過去のPRODECER（日伯セラード農業開発事業）で土壌改良や農業・農村開発に成功した地域を指す。

⁴ ブラジル側の主な関係機関として上記を想定するが、これら以外にも必要があれば提案すること。

⁵ 1回あたり2時間程度の協議を想定。

- 3) 劣化農地の所有者（牧場主、地主）へのヒアリング、分析
牧場主等、劣化農地の所有者（10～20軒程度を想定）に対し、農地の管理状況や営農方針についてヒアリングし、土壌の改良・畑地化への関心度合い・課題を整理する。
- 4) 劣化農地のマッピング状況
農務省や EMBRAPA が進めている劣化農地の最新のマッピング状況を確認し情報を整理する。また、Banco do Brasil などの金融機関が所有する情報についても可能な限り入手し、上記整理に反映する。
- 5) 他地域への展開を視野に入れた実証事業を行う場合の、対象地域の選定基準策定
人口、農家数、生産規模、主要農作物、拠点都市からの距離及びアクセス等、実証事業対象地域を選定するための基準とすべき項目について、農務省等と協議のうえ検討・整理する。⁶
- 6) PRODECER（日伯セラード農業開発事業）で培った知見・経験の活用可能性
PRODECER において採用された事業実施手法のうち、本構想においても活用可能なもの、新たに検討すべきものを、既存報告書から抽出、整理する。
- 7) 劣化農地改良に係る本邦企業のビジネスとの関係性
ブラジルに進出している日系企業によるアグリビジネスの実施状況を把握し、どのような形での本構想への参画可能性があるか、ブラジル事務所が事前に実施予定の各企業向けアンケート結果に基づき、ヒアリングを行う。
- 8) 劣化農地改良のために活用可能な技術・資機材・投入材等（本邦企業が有するものも含む）、生物農薬、生物肥料の利用可能性、衛星利用分析、土地利用モニタリング等
劣化農地改良に活用可能な技術・資機材について（特に本邦企業が有するもの）、公開情報や企業へのヒアリングを通して情報収集を行う。
- 9) 農業・畜産・林業複合経営（ILPF）の実施状況、有効性、導入・普及にかかる課題
農業生産性向上及び植生回復の観点で ILPF の導入支援を検討するにあたり、EMBRAPA 等による既存資料の確認を通して、実施状況や本構想における有効性（経済的リターン、GHG 排出量への影響など）、課題等を整理する。
- 10) セラード地域における穀物の貯蔵・輸送経路の現状及びインフラギャップに関する既存資料を通じた情報収集
セラード地域で生産される大豆、トウモロコシ等の貯蔵施設および輸送インフラ（道路、鉄道）、輸送ルート、需要とのギャップに関する情報を既存資料及び関係者へのヒアリングを通じて収集する。
- 11) 劣化農地改良に必要な環境社会配慮、許認可、規制等の把握
公開資料等から上記に関する情報を収集・整理する。
- 12) ブラジルにおける農地の売却や借地に係る制度の把握
耕地拡大や新規参入のために農家が大規模農場主等から土地を一部借地として借りる、または購入することを想定し、把握しておくべき売買・貸借のシステムや法制度の概要を既存の公開資料等から確認する。
- 13) 上記 12) を踏まえた劣化農地改良事業の受益者の分類
既存農家の耕地拡大、新規参入等、どのような層が本構想の受益者となり得る

⁶ 実証事業対象地域の候補地をリストアップするための選定基準について、事業趣旨を踏まえプロポーザルにて提案すること。

か、農務省等へのヒアリングを通じて整理する。

(2) ブラジル熱帯圏の農業開発成功地域と劣化農地のある地域（それぞれ2か所程度）の比較調査

以下の項目について、対象地域の現地視察及び関係機関へのヒアリングを通して情報収集、整理を行う。

- 1) 農業研究体制
当該地域における農業研究機関のマッピング、主な研究対象および活動状況を整理する。
- 2) 農業教育施設の整備状況（大学、高校、SENAR⁷等）
当該地域における農業教育施設（大学、高校、SENAR等）のマッピング、主な教育・研究対象および活動状況を整理する。
- 3) 農業指導者普及体制
当該地域における農業普及機関のマッピング、農業普及員に関する情報（普及員への研修ニーズや研修実施状況含む）を収集し、農業生産者への普及体制を整理する。
- 4) 農業共同組合
当該地域における農業協同組合の概要（組合数、組合員数、生産物等）および活動状況を整理する。
- 5) 農業生産者の技術水準
当該地域における農業生産者の情報を整理（年齢、性別、所有 ha、特徴など）し、農業技術水準を整理する。
- 6) その他社会インフラの整備状況

当該地域における農業生産物の貯蔵施設、輸送インフラ（道路、鉄道等）、輸送ルート、インターネット等の通信インフラの整備状況を整理し、課題を洗い出す。

(3) 農業・森林分野のカーボン・クレジットに関する以下項目に係る情報収集・整理・分析

- 1) カーボン・クレジットの法制度、取引動向、および実績
農業分野および森林分野におけるカーボン・クレジット取引について、既存の公開資料から上記の情報を収集し整理する。
- 2) 劣化農地改良事業においてクレジット創出に貢献し得る活動の特定
本構想では低炭素農業や再生農業の推進、植生回復、森林保全等に向けた協力を想定しているが、それらの活動がクレジット創出に繋がるために取り入れるべき方策について、これまでのカーボン・クレジット取引の動向、実績を踏まえて整理する。
- 3) クレジット取引が農家に裨益するための方策
創出されたクレジットが先進国の一部民間企業のオフセットとして活用されるのではなく、農地管理や森林再生に取り組む農家（特に中小零細農家）の収入向上に繋がり、持続可能な営農及び植生回復に取り組むインセンティブとなるための方策を、過去の実績、成功例等を踏まえて整理する。
- 4) 衛星・レーダー等を用いた先進的な炭素土壌貯留測定技術
開発が進んでいる土壌の炭素貯留量を測定する技術について、現在どのようなものがあるか、本構想に活用可能なものがあるか、公開資料等から情報収集を

⁷ SENAR : Serviço Nacional de Aprendizagem Rural

- 行う。
- 5) カーボン・クレジット創出・モニタリング等に活用可能な日本企業の技術・サービス
上記1)～4)を踏まえ、日本企業の技術・サービスで本事業に活用し得るものを整理する。
- (4) 劣化農地改良に資する農業技術に関する情報収集・整理・検討
- 1) 農業研究協力の最新動向
低炭素型農業、再生型農業、衛生利用リモートセンシング、バイオ生産資材、炭素土壌貯留、アグロフォレストリー等の分野で実施されている取り組みについて、既存報告書や公開資料を基に整理を行う。
 - 2) PNCPD および ABC+の実施においてブラジル側（主に EMBRAPA、農家）が必要とする技術の特定
土壌改良、低炭素農業、再生農業、森林再生の促進において、EMBRAPA のニーズ、および実際に農地管理や植生回復に取り組む農家のニーズを把握するため、関係機関や農家へのヒアリングを実施する。
 - 3) 上記2)を踏まえ、ブラジル側に不足する技術の把握（例：炭素土壌貯留、普及方法、モニタリング手法等）
EMBRAPA 及び農家のニーズのうち、不足する技術を、関係機関へのヒアリングを通して整理する。また、農家が必要な技術を導入するために必要なステップを整理する。
 - 4) ブラジルにおける農業技術の普及・指導体制の現状確認および課題の整理
本構想では数か所を対象としたパイロットサイトを選定して実証を行い、そのモデルを他地域に広げていくことを想定している。実証結果を他地域に広げていく方策を検討するにあたり、ブラジルでの農業技術普及体制の現状について EMBRAPA 等の報告書やヒアリングを通して確認する。また、現在実施されている普及方法とは異なる方法が必要となるか、検討を行う。
 - 5) 日本の研究機関・企業等が提供し得る技術、資機材等⁸
上記1)～3)を踏まえ、日本の研究機関や企業が有する技術の中で、現地の状況に合わせた適応が可能で本構想の実現に貢献しうるものを整理する。
- (5) 森林再生及び森林伐採抑制に関する情報収集・整理・検討
- 1) 森林保全に係る法制度及び実態（遵守状況、課題等）
ブラジルでは森林法により、アマゾンでは土地面積の8割、セラード地域では2割を法定保留林として保全することが義務付けられている。その他、本構想に関連する森林保全に係る法律の概要を整理し、法定保留林がどの程度遵守されているのか、遵守されていない場合は何がボトルネックになっているかについて、環境省等へのヒアリングや既存報告書を通して確認・整理する。
 - 2) PNCPD、PPCDAm (The Action Plan for the Prevention and Control of Deforestation in the Amazon) におけるアグロフォレストリー (SAFs: Sustainable Agroforestry Systems) 推進の位置付け、推進体制、実績・教訓
アグロフォレストリーの普及支援を通じた森林再生への協力を検討するにあたり、上記計画において、アグロフォレストリーはどの程度その有効性が評価さ

⁸ 劣化農地改良及び持続可能な農業推進における、本邦企業、研究機関等が有する技術の活用方法について、ブラジル側のニーズを踏まえプロポーザルにて提案すること。

れ、拡大に向けた支援が行われているか、またアグロフォレストリー推進による森林再生の実績や教訓について、関係機関等へのヒアリングを通じて確認を行う。

3) 伐採地における森林再生のモニタリング手法およびその課題

森林保全・再生に向けた取り組みにおいてはモニタリングも重要な要素となるが、現在どのようなモニタリング手法が取られているか、課題点は何かを関係機関へのヒアリングや既存資料等を通じて整理する。

4) アグロフォレストリー等の持続可能な生産システムの拡大、普及に係る課題およびアグロフォレストリーを通じた森林再生に係るモニタリングの実施手法

アグロフォレストリーの拡大支援を検討するにあたり、普及のボトルネックとなっている点の洗い出しを EMBRAPA や関係省庁等への聞き取りを通じて行う。またアグロフォレストリーを導入することにより森林再生に繋げる場合にどのようにそれをモニタリング、評価するかについて、同じく EMBRAPA 等に確認する。

5) トメアス式アグロフォレストリー (SAFTA) の特徴の分析、輸出促進に資する国際認証取得に向けた方法論及び課題⁹

トメアス式アグロフォレストリー (SAFTA) とその他地域で実施されているアグロフォレストリーの相違点を整理し、どのような国際認証を取得すれば SAFTA 方式で生産された農産物の欧州等のマーケットへの輸出促進に繋がり得るのか、認証機関の公開資料、報告書や、食品輸入企業等へのヒアリングを通じて確認する。

(6) 農業金融に関する情報収集・整理・検討

1) 現行の農業金融制度 (Plano safra・政策金融、PNCPPD の金融支援、民間銀行・ファンド、農業保険等の動向)

BNDES や Banco do Brasil、主要な州政府開発銀行及び商業銀行が有する農家向け金融支援の概要を、各金融機関への聞き取り調査を通じて整理する。

2) 劣化農地改良に関する融資制度 (融資対象、規模、条件：金利、期間、担保等)

農務省と BNDES が中心となり、PNCPPD 向け資金 (ブラジル国内資金及びマルチ機関・二国間支援) の流れを整理する検討が進められており、同検討の最新の状況を農務省及び BNDES にヒアリングし、整理する。

3) 他ドナーの動向

農務省が PNCPPD への参加を打診した国 (韓国、UAE、サウジアラビア、中国等) やマルチドナー (世界銀行、米州開発銀行) の現時点における PNCPPD への参画計画の有無について農務省等へのヒアリングを通じて、整理する。

4) 農業協同組合、農業関連企業等へのヒアリングを通じた資金ニーズ確認

農務省は劣化農地の改良に 3,000 ドル/ha の資金が必要と試算するが、主要な農業協同組合や企業へのヒアリングを通じ、劣化農地改良のための実際のニーズ (ha 当たりの必要額、融資対象項目等) を把握する。

5) 農家の信用供与へのアクセスを妨げている主な要因の調査とその解決策の提案
ブラジルでは小規模農家の金融アクセスが低いことが課題になっているが、そ

⁹ SAFTAの普及支援として、SAFTA方式で生産された農産物の市場競争力を高め、輸出を促進することにより、農業従事者がSAFTAを導入するインセンティブを高めることを考えている。この観点で、輸出促進のために有効な国際認証の種類や取得方法について、プロポーザルにて提案すること。

- の要因および解決案を、銀行や組合、農家への聞き取りを通して整理する。
- 6) 劣化農地改良および農業生産に必要な融資対象の分類および金額規模
上記4) 及び農務省へのヒアリングを通じて、融資対象の分類（生産融資、固定・半固定資産等の分類、据置期間、返済期間）や金額規模を把握する。
 - 7) ブラジル国立経済社会開発銀行（BNDES）を介したツーステップローンにおいて、BNDESが資金提供をする仲介金融機関の候補のリストアップ
上記2) を踏まえ、資金の流れとしてBNDESを通じたツーステップローンが想定される場合、BNDESが貸し出す先の仲介金融機関の候補をリストアップする。その際、地域別に州政府開発銀行や商業銀行を整理する。
- (7) 日本に裨益し得る活動に関する情報収集・整理・検討
劣化農地の畑地転換を通じたブラジル産主要穀物（主に大豆、トウモロコシ）の増産による日本への裨益を実現すべく、穀物の日本への輸出を一層促進するための方策や課題について、以下の点を整理する。
- 1) 在伯日系企業（醤油メーカー等）へのヒアリングを通じた非 GMO 大豆栽培・活用に関する課題、非 GMO 大豆の市場価格、品質、リードタイム、ロット、トレーサビリティに関する情報整理
 - 2) トウモロコシの増産に関する展望及び課題

第5条 報告書等

作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終成果品（ファイナル・レポート）については要約版（和文・ポルトガル語）をプレゼンテーション（ppt）として共に提出する。

(1) 業務計画書

部数：電子データ（和文、メールにて提出）

提出期限：契約締結後 10 営業日以内

(2) 中間報告書

部数：電子データ（和文、メールにて提出）

提出期限：2024 年 6 月 28 日

(3) ドラフト・ファイナル・レポート

部数：電子データ（和文・ポルトガル語、メールにて提出）

提出期限：2024 年 7 月 26 日

(4) ファイナル・レポート（FR）

部数：製本版（和文 2 部、ポルトガル語 2 部）

電子データ（和文・ポルトガル語、CD-R 各 1 部）

提出期限：2024 年 8 月 30 日

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「1. 技術提案書の作成に係る要件」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	実証事業対象地域の選定基準	第4条 調査の内容(1)
2	劣化農地改良及び持続可能な農業の推進におけるブラジル側ニーズと本邦企業・研究機関等の有する技術の活用方法	第4条 調査の内容(1)(2)(3)
3	トメアス式アグロフォレストリー(SAFTA)の国際認証取得に向けた方策	第4条 調査の内容(4)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.5 人月

(現地渡航回数：延べ3回)

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇) 格付の目安 (2号)】

1) 対象国：ブラジル国

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 公開資料

[日伯セラード農業協力事業合同評価調査総合報告書](#)

PNGPD:https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2023-2026/2023/decreto/d11815.htm

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

C/P との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）を含め、渡航国で使用する言語は基本的にポルトガル語です。一部 C/P との間では英語可の場合もあります。

(6) 安全管理

現地の治安状況については、JICA 事務所や日本国大使館を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記「1)、2)」での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又はJICA(JICAの現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「8.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	費用項目
資料等翻訳費	第2章 特記仕様書 第5条 報告書等	500,000円	一般業務費

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3